

岩手県告示第738号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年8月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 関鋳金工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市小佐野町一丁目1番34号
 - ウ 代表者の氏名 関修孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第3388号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年8月10日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年8月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小野義建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字道場250番地2
 - ウ 代表者の氏名 小野寺義一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第5279号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年8月31日付けでとび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年8月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 須貝建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町第6地割45番地1
 - ウ 代表者の氏名 下館康尋
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第5736号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成21年8月21日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年8月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 フェンス工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西仙北一丁目18番24号
 - ウ 代表者の氏名 沼田雪雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一17）第6923号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年8月11日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成21年8月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高橋左官工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区東大通り三丁目4番26号

ウ 代表者の氏名 高橋力

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第9439号

(3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年7月31日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成21年8月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小野義建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字道場250番地2

ウ 代表者の氏名 小野寺義一

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一18）第5279号

(3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年8月31日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成21年8月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 工藤土木株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市崎山第2地割84番地

ウ 代表者の氏名 工藤武

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一19）第7373号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年8月3日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成21年8月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小成良治商店

イ 主たる営業所の所在地 宮古市栄町1番23号

ウ 代表者の氏名 小成義弘

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一19）第7672号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年8月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。